

平成26年度
1月

「職長・安全衛生責任者教育」実施要領

〒960-8061 福島市五月町4 - 25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL (024) 522 - 2266
FAX (024) 522 - 4513
<http://kensaibou-fukushima.jp/>

厚生労働省では安全衛生責任者の資質の向上を図るために、安全衛生責任者に対する安全衛生教育制度を設け労働基準局長通達を发出されている处であります。(平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」、平成13年3月26日付け基発第178号「一部改正について」)さらに、平成18年4月からは労働安全衛生法改正により、「職長教育」の講習科目にリスクアセスメントに関する科目が追加されカリキュラムが大幅に改正されました。

建設業は他の産業と違う面が多く、たとえば、現場単位の統括管理下における重層下請けが多くあり、現場内で各下請けが安全衛生責任者を選任しなければいけません。現場代理人、安全衛生責任者、そして職長と兼任している場合が多く、また作業主任者も兼任している可能性があります。

職長・安全衛生責任者教育は労働安全衛生関係法令、安全衛生計画、現地KYヒューマンエラー、ヒューマンファクター等も含んでおり現実に即応した知識教育技法であり、特に実践に向けた内容となっております。

当支部では、厚生労働省指針に従い労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」及び「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の両方の内容を満たす教育として、下記によりこの教育を実施いたします。

1. 講習日時・会場

平成27年1月20日(火)～21日(水)(2日間) 受付午前8時15分、開始午前8時45分
福島県建設センター (福島市五月町4 - 25)

2. 受講対象者

建設業における次の者とする。

- (1) 現在、職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者。
- (2) 現在、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任されて間もない者。
- (3) 近い将来、職長及び安全衛生責任者として選任される予定の者。
- (4) 近い将来、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任される予定の者。

3. 講習科目・時間

職長・安全衛生責任者の役割 建設業の労働災害の現状 (1.5 時間)、作業員に対する指導及び教育の方法 (1 時間)、危険性又は有害性等の調査と低減措置等 (6 時間)、職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル (3 時間)、関心の保持と創意工夫を引き出す方法 (1 時間)、異常時・災害発生時における措置 (1.5 時間)

4. 受講料

16,100 円 (受講料、テキスト代)

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消 (受講料返還) は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代替りの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

5. 申込み受付期間・定員

平成26年12月1日(月)～平成27年1月9日(金)

申込み順で定員50名とします。定員になり次第締め切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上お申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

6. 修了証

所定の全科目 (時間) を受講した方には、「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付します。

7. 受講申込み方法・受講者への通知

(1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、申込み受付締切日までには手続きを完了して下さい。手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。

(仮 予 約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申し込んで下さい。

(予 約) 申込書に記入し、FAX・郵送・又は持参にて提出して下さい。

また、受講料を現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込完了) 受講料の入金確認をもって申込み完了となります。

(2) 受講申込者への通知

受講申込者 (事業所で申込んだ場合は事業所) へは、受講料の入金確認後に受講申請書用紙及び領収書を送ります。申請書用紙の所定の欄に記入捺印及び写真 (注) (ポラロイド・カラーコピーは不可) 2枚をのりづけの上、講習当日会場受付に提出して下さい。(この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。なお、記入していただいた内容は、この技能講習以外では一切使用いたしません。)

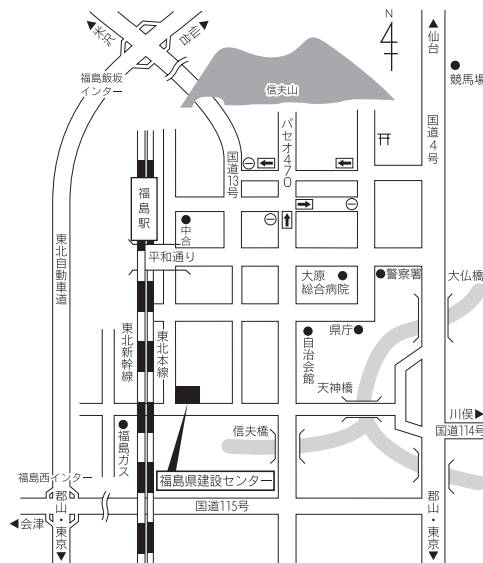
(注) 写真裏面に受講番号、氏名を記入し、「のりづけ」の方法に十分に注意して下さい。

8. 注 意 事 項

- (1) 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書用紙が届かないときは、電話で問い合わせして下さい。
- (2) 受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。
- (3) 遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。
- (4) テキストは学科講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。
- (5) 講習会場付近には食堂がないので、また講習終了時まで駐車場から車は出せませんから、出来るだけ昼食を持参して下さい。
- (6) 講習会場は駐車場に限りがあるので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。

会場案内図

福島会場



申込書はコピーしてお使いください。

切 り 取 り

職 長

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

1月(福島)

氏 名	生年月日	男・女	受付番号	氏 名	生年月日	男・女	受付番号
	昭平				昭平		
	昭平				昭平		
所属事業所	名 称					事務担当者氏 名	
	所在地	〒() TEL () -				FAX () -	

印は記入しないで下さい。